

# 論点と対応(案)について

# 論点と対応(案)について

- 事業管理計画において、様々な施策が含まれているが、それぞれの施策の優先順位、階層はどうあるべきか。
- 住民に対して、今後の施設整備の水準、かかる費用を提示し、必要に応じ、下水道使用料を見直すべきではないか。
- 経営健全化に向け、下水道使用料のみならず、様々な財源確保を行うべきではないか。

- 1. 事業管理計画(仮称)について
- 2. 下水道使用料等財源確保について

- 地域状況に応じた補完者の選択肢を明らかにするとともに、補完を受ける中で、事業主体は、いかなる役割をもち続けていくべきか。
- 限られた人材を有効に活用し、複数の地方公共団体における下水道施設の適切かつ効率的な管理を図るため、広域化等をどのように促進していくべきか。

- 3. 実施体制の強化方策の検討について

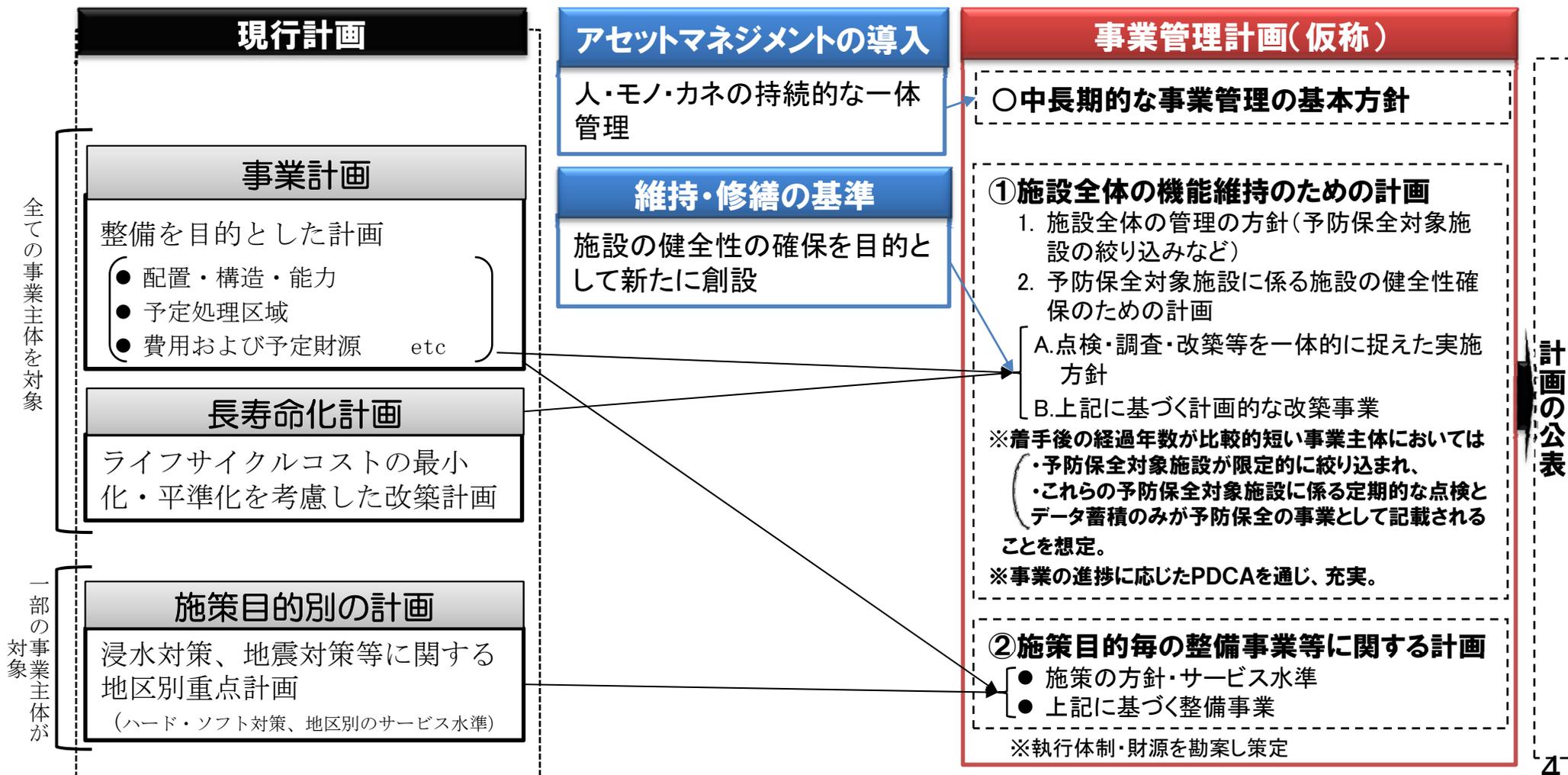
- 戦略的な国際展開を図るために、ギャップをどのように詰めていくかという姿が必要ではないか。

- 4. 国別ロードマップの作成について

# 1. 事業管理計画（仮称）について

# 事業管理計画(仮称) (現行計画との比較)

- 段階毎、施設毎に縦割りとなっている現行計画を再構築し、施設のライフサイクルに着目した計画、地域ニーズ等に応じたサービスを明示した計画へと転換。
- 具体的には、①施設全体の機能維持のための計画、②施策目的毎の整備事業等に関する計画等で構成し、「事業管理計画(仮称)」とする。
- 計画策定時及び毎年度の進捗状況につき公表。



# 施設全体の機能維持のための計画(イメージ)

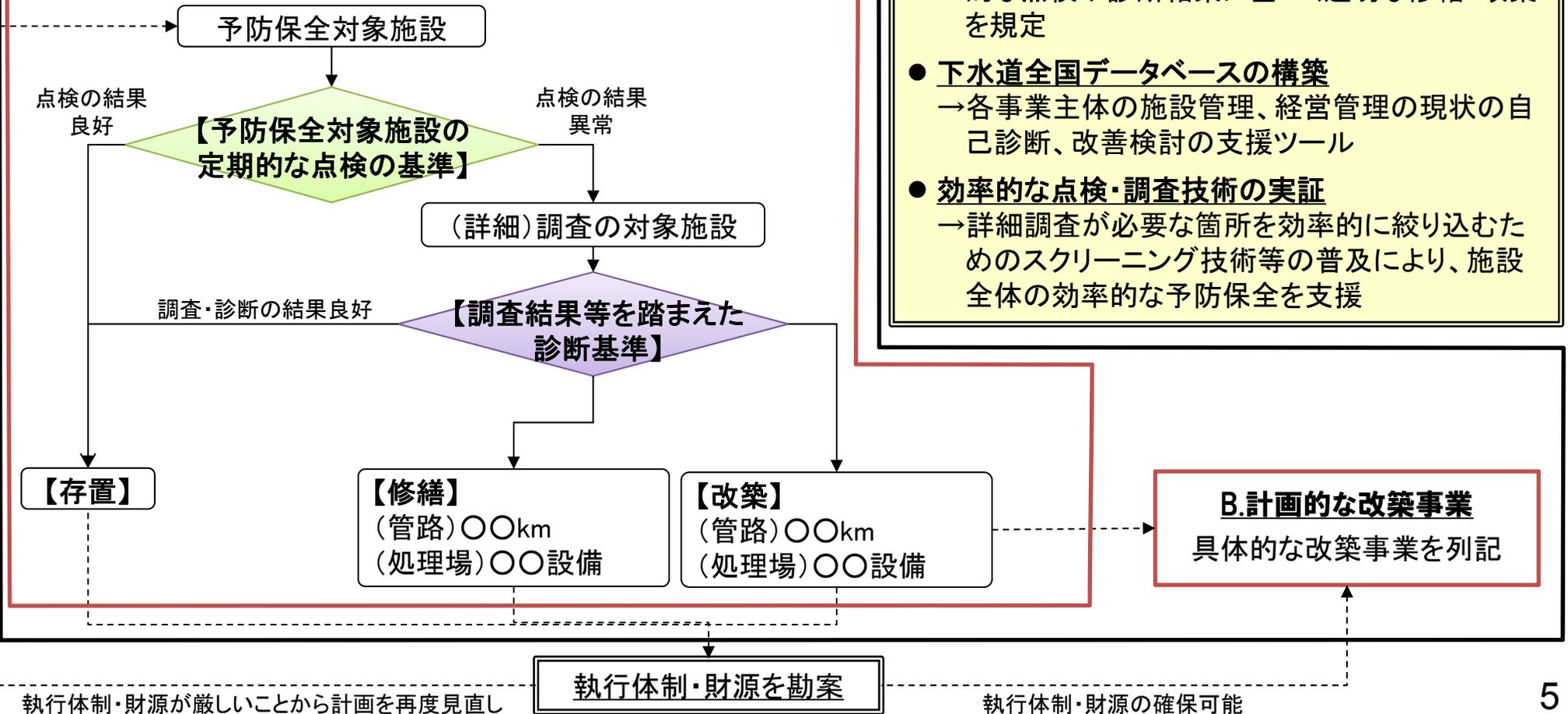
## 1. 施設全体の管理の方針

【施設全体の機能維持に係る目標】

【予防保全対象施設の絞り込み基準】

## 2. 予防保全対象施設に係る施設の健全性確保のための計画

### A) 点検・調査・改築等を一体的に捉えた実施方針



### <国による支援>

- 事業管理計画(仮称)策定のためのガイドラインの策定(現行のストックマネジメントの手引きの改定)  
→策定の手順の明示  
左記の目標・基準等の例示 など
- 維持・修繕基準の策定  
→腐食により陥没が発生しやすい箇所などの定期的な点検や診断結果に基づく適切な修繕・改築を規定
- 下水道全国データベースの構築  
→各事業主体の施設管理、経営管理の現状の自己診断、改善検討の支援ツール
- 効率的な点検・調査技術の実証  
→詳細調査が必要な箇所を効率的に絞り込むためのスクリーニング技術等の普及により、施設全体の効率的な予防保全を支援

# これから計画的な改築事業に取り組む事業主体に必要な目標・基準のイメージ

国が、予防保全の対象とすべき施設と点検頻度に関する最低限の基準等を定め、各事業主体において、現状の施設管理状況等を勘案した計画を立案。

(例)腐食により陥没が発生しやすい箇所については、年に1回点検を行う。

## 事業体毎の目標・基準設定の流れ

- 各事業主体において、施設の損傷や機能停止によって生じる被害の重大性を考慮し、最低限起きてはならない状況を回避し、かつ、現状より少しでも管理の水準が向上するよう、目標を設定。  
→ **施設全体の機能維持に係る目標**
- 国が定めた基準を踏まえ、当該目標を達成するために定期的な点検・調査・改築などの予防保全を行う対象とする施設を絞り込み → **予防保全対象施設の絞り込みの基準**
- 予防保全対象施設について、国が定めた基準を踏まえ、施設の特性に応じた点検を実施。  
→ **予防保全対象施設の定期的な点検の基準**
- 点検結果から詳細な調査が必要な施設について、調査・診断を行い、その結果に基づき、改築等の必要性を判断。 → **調査結果等を踏まえた診断基準**

目標・基準等のイメージ例

### 施設全体の機能維持に係る目標

管路: 重大な機能支障や大規模な道路陥没を未然に防止する  
処理場: 未処理下水の流出等の重大な機能停止を未然に防止する

### 予防保全対象施設の絞り込みの基準

管路: 本管のうち、一定の年数を経過した管渠における圧力管開放箇所、緊急輸送路下埋設管  
処理場: 機械;ポンプ設備、消毒設備、電気;監視制御設備

### 予防保全対象施設の定期的な点検の基準

管路: 定期的な目視点検を実施する  
処理場: 状態監視保全施設、時間計画保全施設に分類し、状態監視保全施設については、定期的な目視・聴覚による点検を実施

### 調査結果等を踏まえた診断基準

管路: 健全度の判断基準を設定するとともに、改築または修繕を実施する。  
処理場: ①状態監視保全施設については、健全度の判断基準を設定するとともに、改築また修繕を実施する  
②時間計画保全施設については、標準耐用年数を参考に、一定周期毎に順次改築を実施する

\*これらのフローについては、現行の長寿命化計画において、概ね同様の内容を定めている(長寿命化計画策定自治体:681自治体(平成25年度末))。6

# 施設ストックの設置経過年数が短い事業主体における計画の例

## 1. 施設全体の管理の方針

施設のストック: 管路120km 処理場: 550設備

### 【施設全体の機能維持に係る目標】

管路: 重大な機能支障や大規模な道路陥没を未然に防止する

処理場: 未処理下水の流出等の重大な機能停止を未然に防止する

### 【予防保全対象施設の絞り込みの基準】

管路: 本管のうち、圧力管開放箇所、緊急輸送路下埋設管

処理場: 機械; ポンプ設備、消毒設備、電気: 重要な汚水処理施設の監視制御設備

※予防保全対象施設の対象以外については、事後保全対応施設として管理することとする。

## 2. 予防保全対象施設に係る施設の健全性確保のための計画

### A. 点検・調査・改築等を一体的に捉えた予防保全の実施方針

予防保全対象施設 管路: 圧力管開放箇所10箇所、緊急輸送路下埋設管1.0km  
処理場: ポンプ設備(汚水ポンプ)5台、消毒設備(塩素混和施設)2設備、重要な汚水処理施設の監視制御設備7設備

### 【予防保全対象施設の定期的な点検の基準】

管路: 定期的な目視点検(1回/年)

処理場: ①(主に)機械設備は状態監視保全施設とし、目視・聴覚による定期点検を実施

②(主に)電気設備は時間計画保全施設とし管理

B. 計画的な改築事業 → 計画策定段階において調査・診断・改築する施設がないことから、現段階では不要。

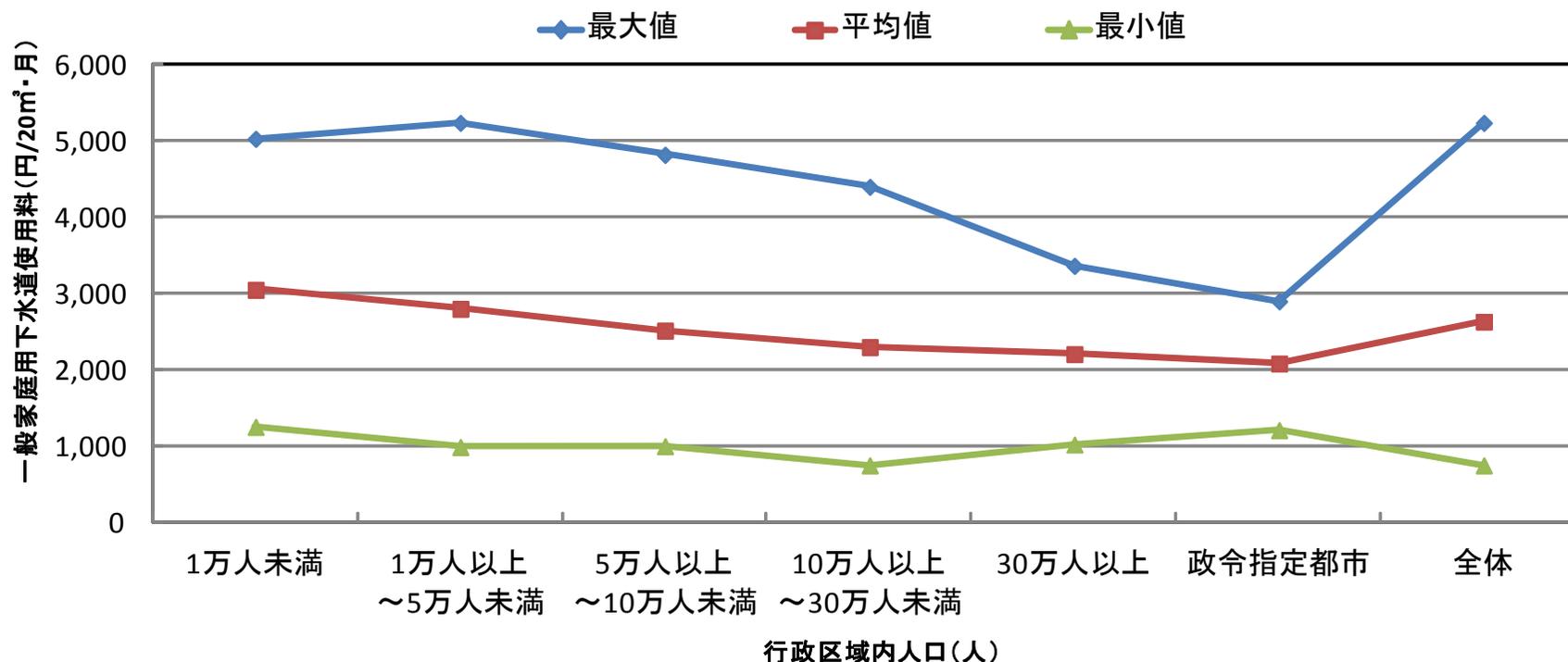
当初計画では、予防保全対象施設(管路: 1.0km、処理場: 14設備)を定期的な点検を実施する。

## 2. 下水道使用料等財源確保について

# 下水道使用料(都市規模別)の最大値・平均値・最小値

○下水道使用料について、都市規模別に見ると、都市規模が小さい団体ほど使用料は高くなる傾向がある。

下水道使用料の地域間格差(平成24年度)



20m <sup>3</sup> 使用料	1万人未満	1万人以上 ~5万人未満	5万人以上 ~10万人未満	10万人以上 ~30万人未満	30万人以上	政令指定都市	全体
最大値	5,040	5,250	4,830	4,410	3,374	2,908	5,250
平均値	3,060	2,811	2,524	2,307	2,216	2,092	2,643
最小値	1,260	997	1,008	756	1,029	1,218	756
市町村数	108	530	264	203	51	21	1,177

出典:平成24年度地方公営企業年鑑(総務省)をもとに国土交通省作成(対象は公共下水道事業(狭義))

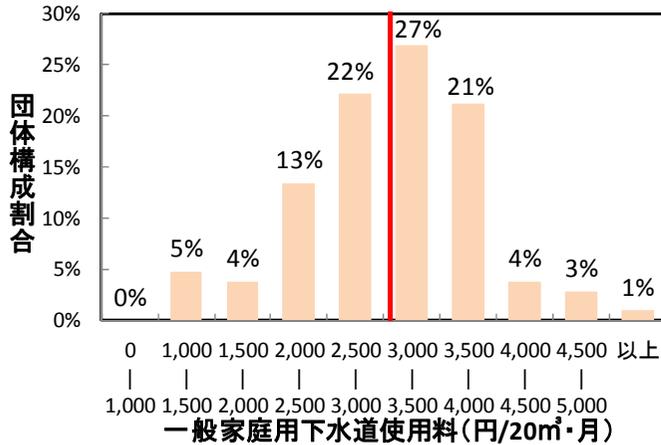
# 下水道使用料(都市規模別)の度数分布状況

○都市規模毎に下水道使用料の金額の分布を見ると、概ねどの都市規模においても平均値を中心に釣鐘型の分布となっている。

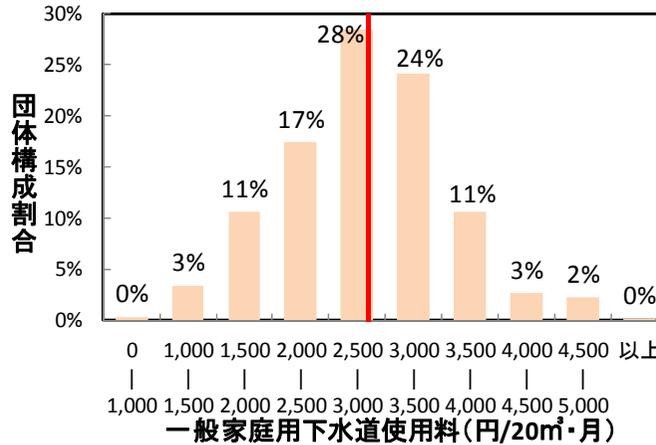
都市規模別下水道使用料の度数分布

※赤線は平均値を表している。

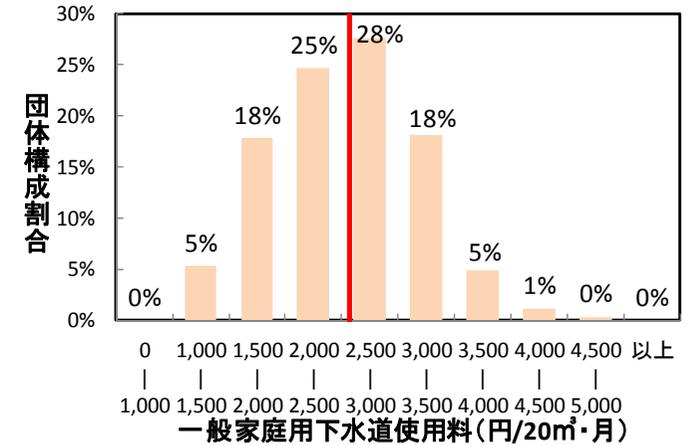
【1万人未満】母数:104



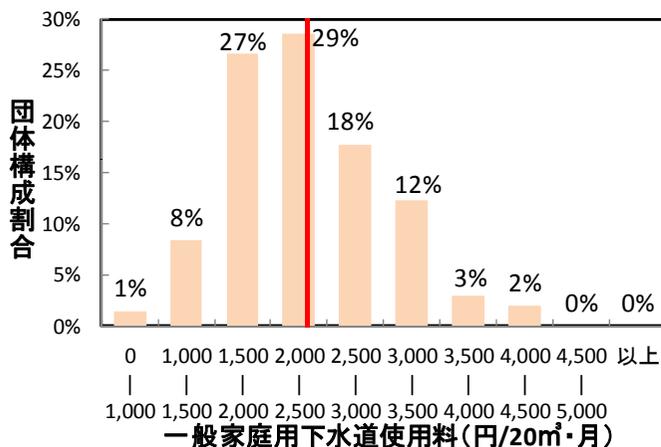
【1万人以上5万人未満】母数:530



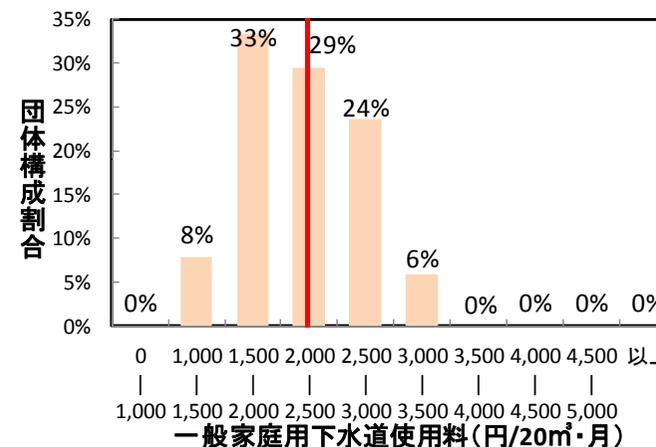
【5万人以上10万人未満】母数:264



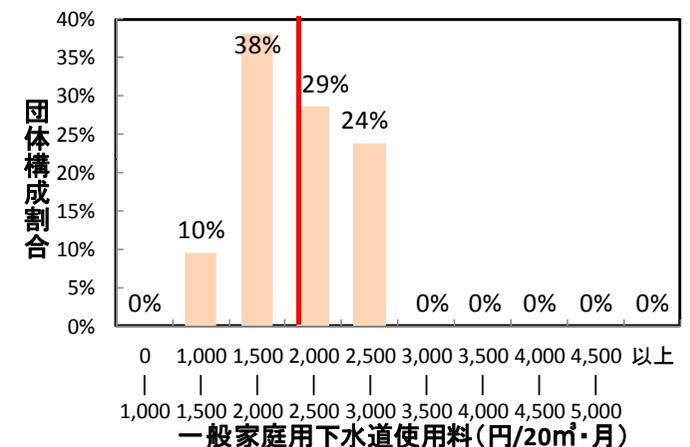
【10万人以上30万人未満】母数:203



【30万人以上】母数:51

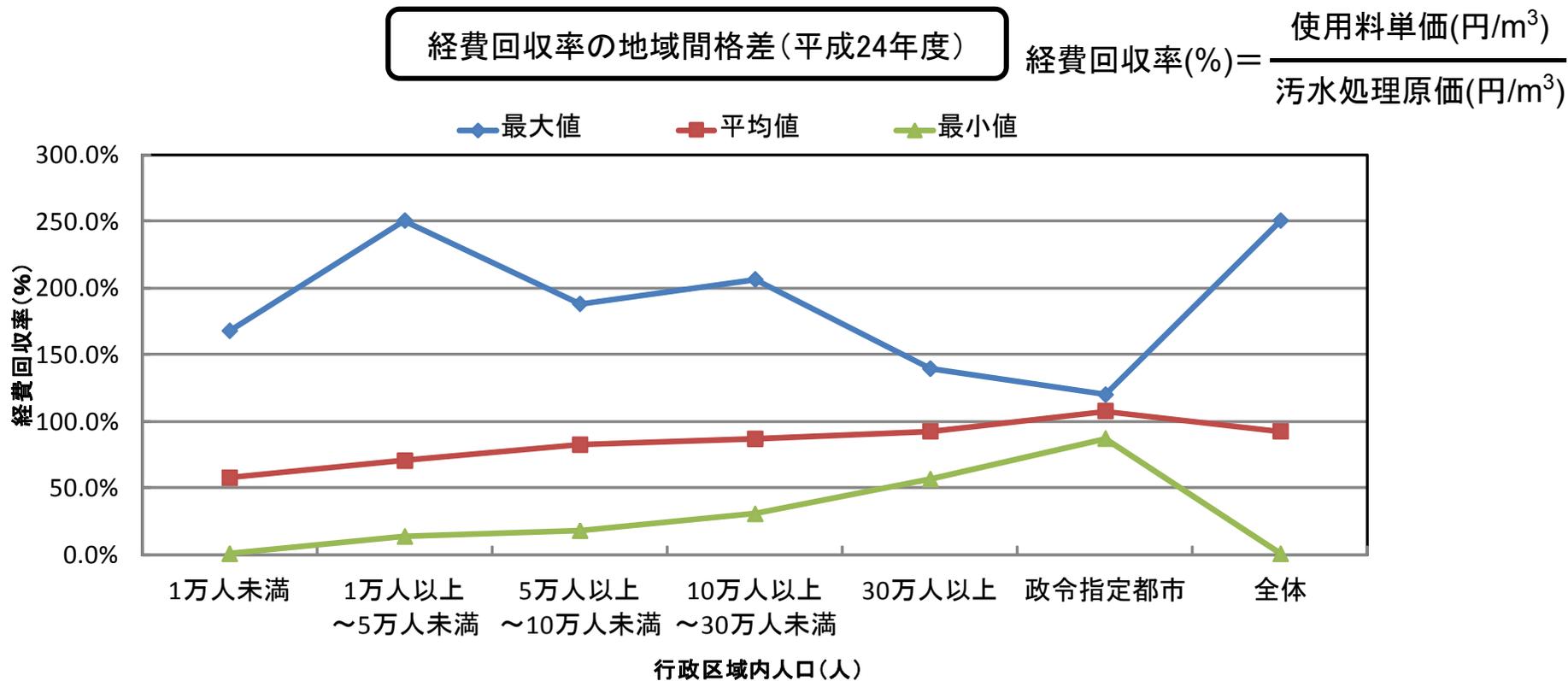


【政令指定都市】母数:21



# 経費回収率(都市規模別)の最大値・平均値・最小値

○経営実態を踏まえた下水道使用料が設定されているかを見るため、経費回収率について都市規模別に分類すると小さい団体ほど経費回収率が低い傾向にある。



経費回収率	1万人未満	1万人以上 ~5万人未満	5万人以上 ~10万人未満	10万人以上 ~30万人未満	30万人以上	政令指定都市	全体
最大値	167.7%	250.4%	187.9%	206.2%	139.3%	119.8%	250.4%
平均値	57.5%	70.3%	82.3%	86.7%	92.4%	107.6%	92.4%
最小値	0.5%	13.5%	17.9%	30.4%	56.5%	86.9%	0.5%
市町村数	108	530	264	203	51	21	1,177

出典:平成24年度地方公営企業年鑑(総務省)をもとに国土交通省作成(対象は公共下水道事業(狭義))

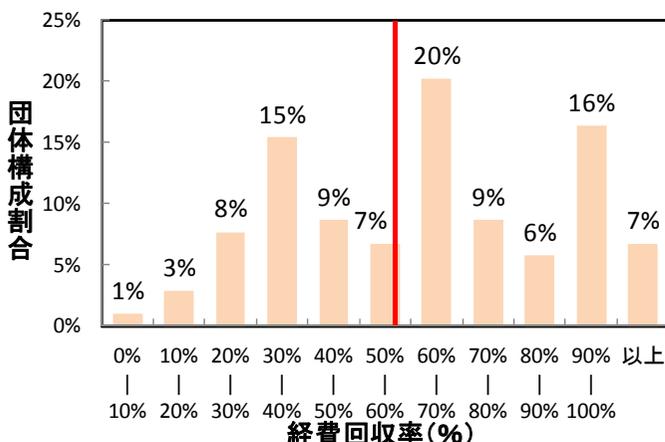
# 経費回収率(都市規模別)の度数分布状況

○都市規模毎に経費回収率の分布を見ると、特に中小の地方公共団体で経費回収率が低い水準にとどまっているものが相当数見られ、下水道使用料が経営実態を的確に反映した設定となっていない団体も多いことが分かる。  
 ○なお、地方公共団体においては、将来の投資や債務返済等に備え、経費回収率が100%を超える水準となっているところもある。

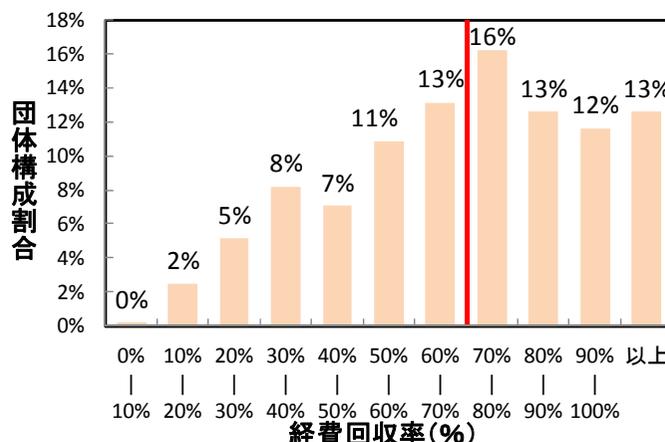
都市規模別経費回収率の度数分布

※赤線は平均値を表している。

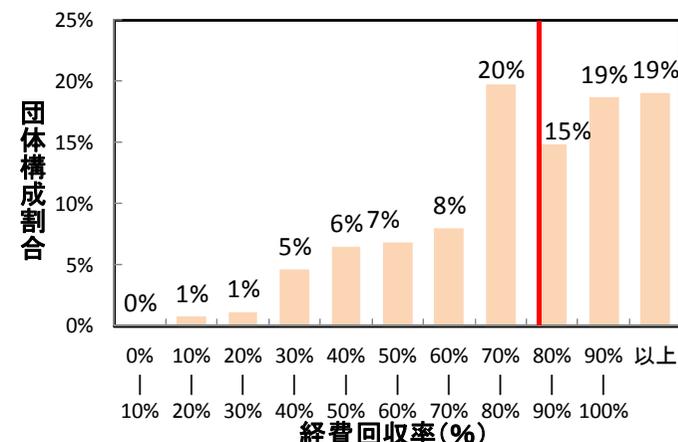
【1万人未満】母数:104



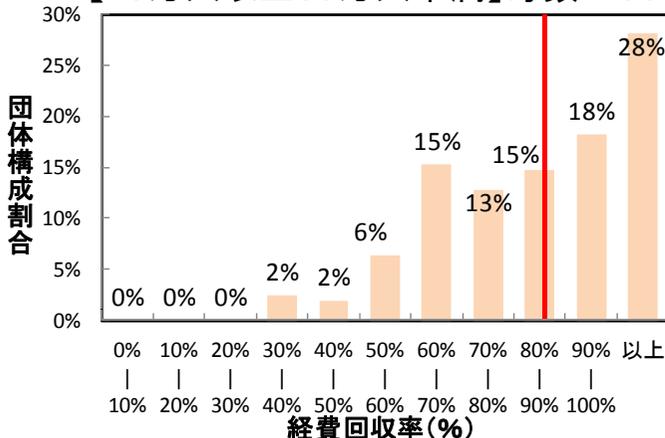
【1万人以上5万人未満】母数:530



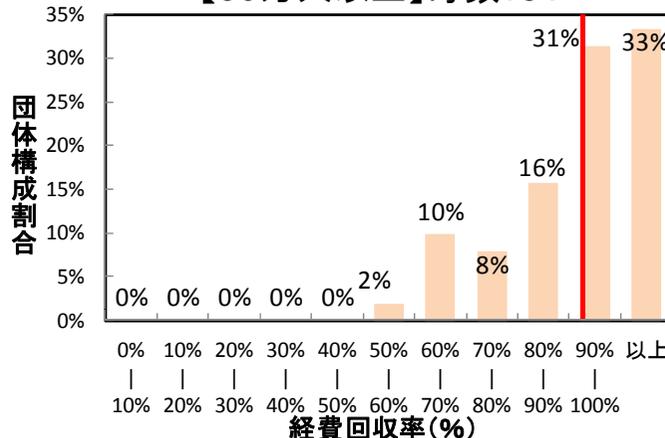
【5万人以上10万人未満】母数:264



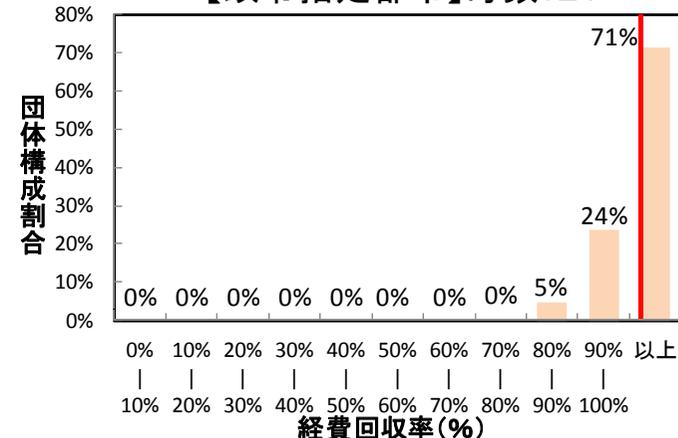
【10万人以上30万人未満】母数:203



【30万人以上】母数:51



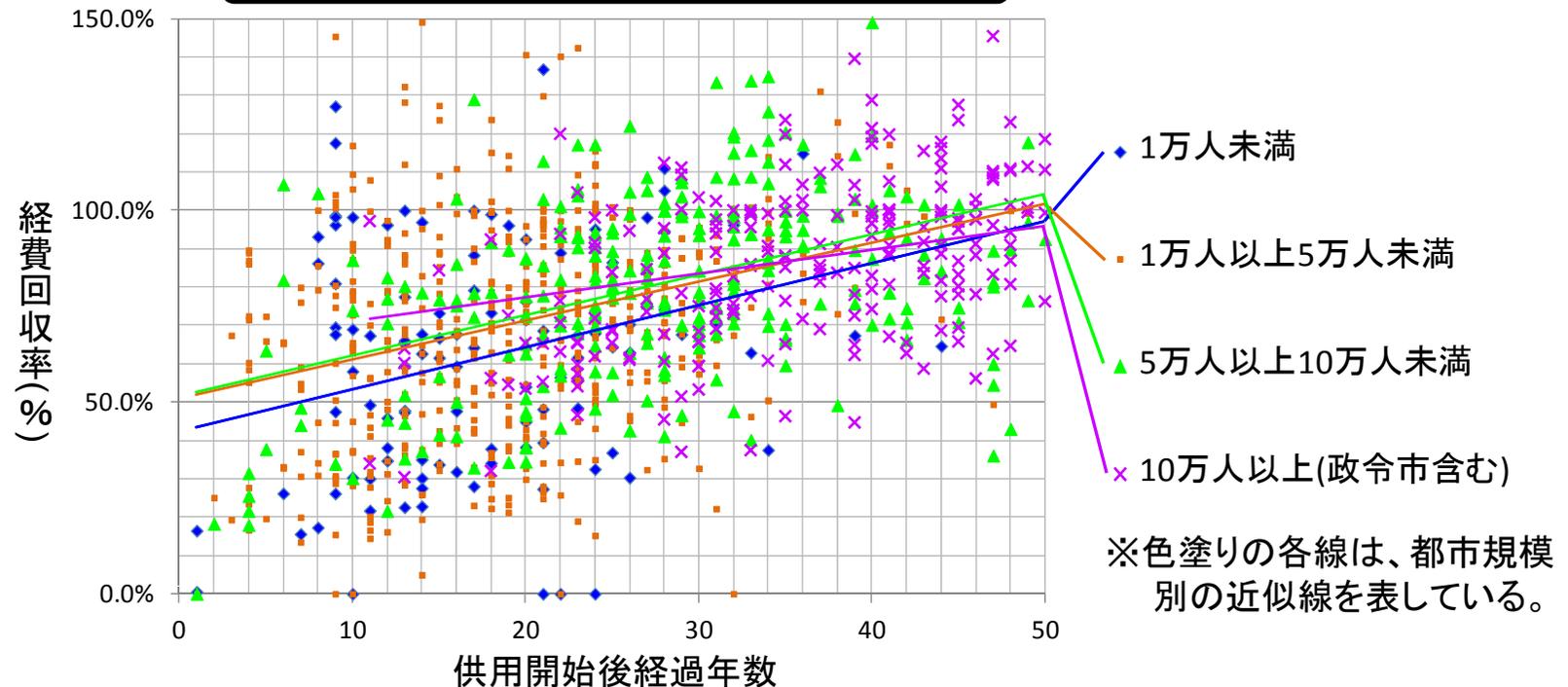
【政令指定都市】母数:21



# 適切な経営実態を踏まえた下水道使用料の設定

- 下水道事業は、その立ち上がり期において処理区域全体が接続できる状態に至っておらず、汚水処理原価が高くなること等から、総じて、立ち上がり期においては、経営環境は厳しい状況にある。
- 経費回収率でみると、供用開始後、年数が経過しているにもかかわらず、経営実態を踏まえた使用料設定がなされていない地方公共団体も多いことから、効率的な事業実施や接続率の促進をしつつ、情報公開や公営企業会計の導入等による経営の透明性向上等を通じて下水道使用料の適切な見直しを推進することが必要。
- 国土交通省においては、関係団体とも連携し、供用開始後経過年数が長いにも関わらず経費回収率が低い団体等に係る実態調査を行い、適切な使用料設定に向けた方策の検討を行うとともに、今後の人口減少の見通しを踏まえ、予防保全型維持管理を推進しつつ、使用料算定の考え方についても、将来にわたり資産の適切な維持が図られるよう、検討会においてその見直しの検討を行うことが必要。

都市規模別の経過年数・経費回収率の散布図



# 雨水排除に係る経費の財源確保

- 雨水排除に係る経費については、受益者による負担ではなく公費で賄うこととしている。
- 公費の財源として普通税のほか目的税である都市計画税があり、地方公共団体の判断により、制限税率の範囲内で税率を拡大し、当該財源の増収分を雨水排除に係る経費に充てることも考えられる。
- 都市計画税をはじめ多様な財源を確保し、雨水対策を行っている事例について情報収集を行い、地方公共団体に提供していくことが必要。

## ○雨水公費・汚水私費の原則

- 下水道事業に係る経費の負担について、
- ・雨水排除は自然現象に起因するものであり、一般にその原因者を特定するのが困難であり、また、その受益が広く住民に及ぶことから、その経費は公費で、
- ・汚水処理は原因者、受益者が明らかなことから、排出量に応じて徴収する下水道使用料収入で賄うという考え方。

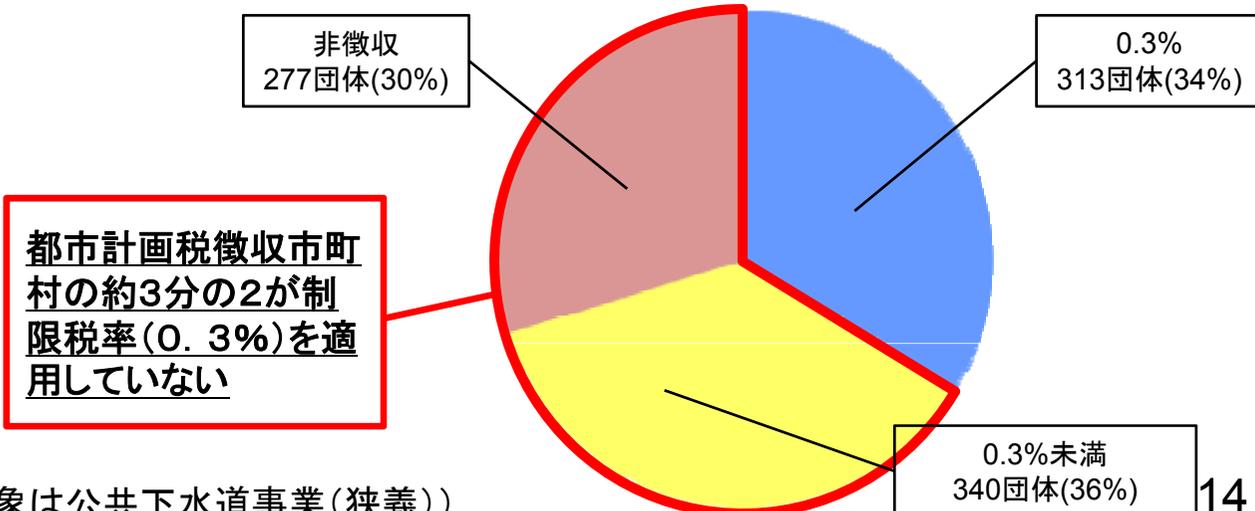
## ○都市計画税

地方税法により市町村は都市計画事業等に必要な費用に充てるため、都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域(区域区分に関する都市計画が定められていない場合)にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、固定資産税評価額を課税標準として、その土地又は家屋の所有者に対し、100分の0.3を超えない税率で都市計画税を課すことができる。

【都市計画税徴収税率(平成23年度)】

【都市計画税徴収市町村状況(平成23年度)】

都市計画区域内市町村数	1,354
都市計画事業施行市町村数	930
都市計画税徴収市町村数	653



# 経営健全化に向けた収益確保の取組事例

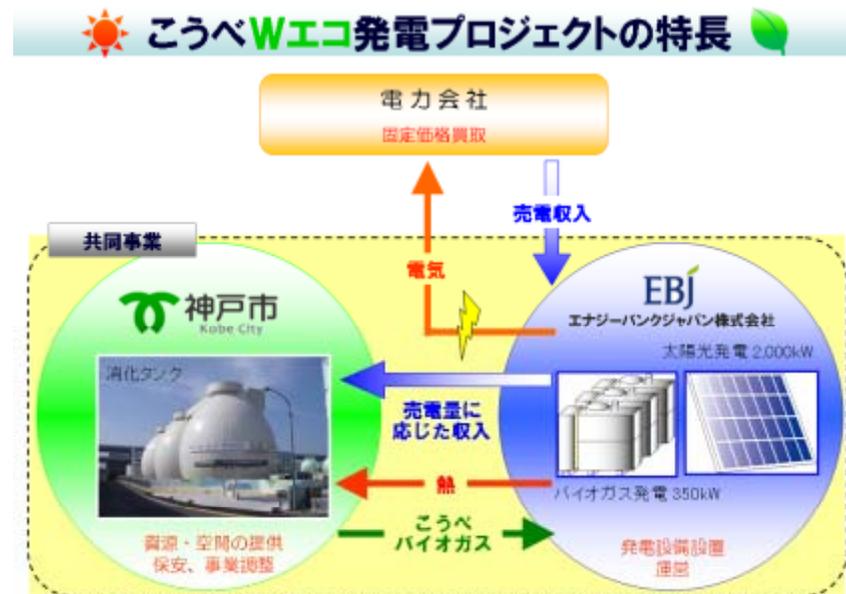
○経営健全化に向けた収益確保のため、下水処理場における消化ガス・太陽光発電によるFIT（固定価格買取制度）事業や施設上部等を活用した民間商業施設の設置を実施しているところ。（全国32箇所）

事業類型		主体	実施件数	事業規模
(1) FIT(固定価格買取制度)事業	消化ガス発電	公共	14件	【発電出力】 横浜市:1,100, 4,500kW (2件) 金沢市:250, 300kW (2件)、栃木県:200~315kW (4件) 久留米市:190kW、能美市:100kW、松本市:315kW 松山市:660kW、大垣市:315kW、高松市:500kW
		民間	4件	【発電出力】 神戸市:350kW、大村市:250kW 宮崎市:275kW、鹿沼市:250kW
	太陽光発電	公共	3件	【発電出力】 尼崎市:3kW、淡路市:100kW、嬉野市:40kW
		民間	9件	【発電出力】 山形県:1,700, 1,990kW(2件)、長野県:1,013kW 藤枝市:566kW、越前市:29kW、神戸市:2,000kW 島根県:1,905, 4,515kW(2件)、うきは市:984kW
(2) 民間商業施設の設置 (施設上部等の貸付)			2件	【貸付面積】 東京都:5万㎡、大阪府:2万4千㎡
計			32件	

# FIT(固定価格買取制度)事業の例(神戸市)

契約期間	20年間(固定価格買取期間)
供用開始	平成26年3月
事業箇所	神戸市垂水区
受注者	エナジーバンクジャパン株式会社(EBJ)
事業概要	<p>○こうべWエコ発電プロジェクト(事業の特徴) メガソーラーとバイオガスの安定したダブル発電事業(役割分担) 神戸市:設置場所の提供、「こうべバイオガス」の供給、発電時の排熱利用等 EBJ:関西電力株式会社との契約、発電設備設置・運営、発電時の排熱を神戸市に供給等</p> <p>(太陽光発電) ・発電規模:約200万KWh(年間) ・使用面積:約2ha</p> <p>(バイオガス発電) ・発電規模:約250万KWh(年間) (年間売電収入) 約1億7,000万円(見込み) ※上記の2割程度が市の収入</p>

## ■スキーム図



## ■写真



神戸市HPより

# 民間収益施設の設置（施設上部の貸付）の例（東京都）

契約期間	30年間
竣工	平成27年2月予定
事業箇所	東京都港区港南一丁目2番1
事業者	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 （代表企業）
事業概要	<p>○上部ビルの敷地面積：約5万㎡ （覆蓋及び雨天時貯留施設の一部） → この敷地の容積約20万㎡（容積率400%）のうち、約18万㎡を活用</p> <p>○借地権設定対価：864億円 → 対価を一時金ではなく、オフィス床として取得し、貸付けることで、ビルの運用から得られる収益を収入。</p> <p>○敷地の容積を上部ビルに集約する工夫により、まちづくりに貢献 → ・オープンスペースの創出 ・東京湾からの風の道の確保</p> <p>○環境モデル都市の核となる「環境モデルビル」 → 再生水、下水熱の資源を最大限活用</p>

## ■スキーム図



イメージ図

- 環境モデル都市の核となる「環境モデルビル」として、自然エネルギーや再生水<sup>2</sup>、下水熱<sup>2</sup>などの資源を最大限活用します。
- 水処理施設上部にオープンスペースを創出し、憩いの場を提供するとともに、東京湾からの涼しい風を都心に運ぶ風の道を確保します。
- 下水道局は、上部ビルのオフィスフロアを取得し、貸し付けることで、長期安定的に収入を確保します。



施工状況（平成24年8月）

- 上部ビルの計画概要
  - 階数：地下1階、地上32階
  - 建物高さ：約155m
  - 延床面積：約20万㎡
  - 構造：鉄骨造（地上）  
鉄筋コンクリート造（地下）  
免震構造

### 3. 実施体制の強化方策の検討について

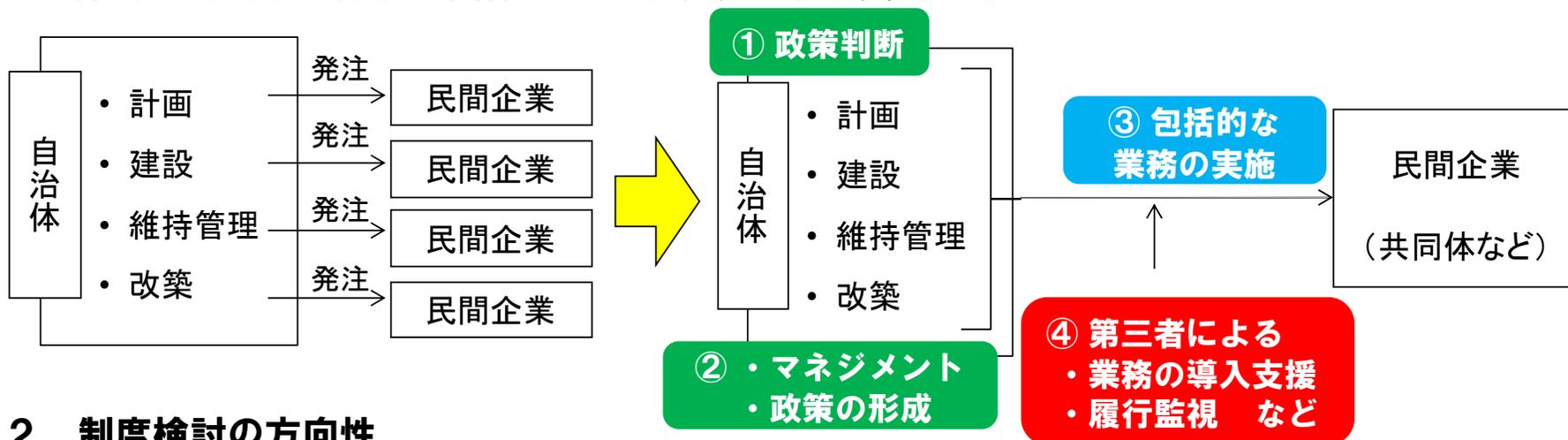
# 事業管理の実施体制の強化に関する検討の方向性について

(H26.9.1社整審下水道小委資料)

## 事業主体を補完するための制度の確立

- 地方公共団体の事務の実施体制の強化方策を検討。
- 包括的な業務の多様な形態(包括的民間委託、DBO、コンセッションを含めたPFI等)を想定し、業務の内容とこれに応じて必要となる能力や環境整備のあり方を検討。

### 1. 体制が脆弱な地方公共団体における今後の事業実施形態のイメージ



### 2. 制度検討の方向性

①② 地方公共団体が事業主体として実施する事務の代行等

- 地方自治法の枠組みを活用した地方公共団体間の連携
- 日本下水道事業団による官事業の代行
- 政策形成に対するアドバイザー的支援

③ 包括的な業務を実施するために民間企業に必要とされる能力

④ 包括的な業務の導入支援・履行監視等を行うための第三者による補完

⑤ 国総研等による技術的支援(下水道全国データベースの活用)

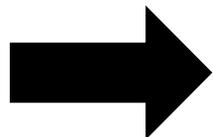
# 検討の基本方針および方向性

## 基本方針

- 事業主体が本来実施すべき事務を実施するうえでの課題は多種多様。  
（人が足りない、財源が足りない、技術・ノウハウ・経験が足りない等）
- したがって、体制の強化策についても多様な形態を想定すべきであり、  
形態に応じた支援方策を検討。

## 方向性

- 国土交通省としては
  - ✓ 都道府県等による支援、広域化・共同化、日本下水道事業団の機能強化等による事業主体の体制強化
  - ✓ 包括的な業務の導入など民間企業を活用した体制強化などを主に検討



具体的な論点等の例を次頁に示す

# 体制の強化策に応じた促進策と論点のイメージ例

## 体制の強化策

### (1) 事業主体としての事務の実施体制の強化

- ①都道府県による事業の代行、流域下水道との一体的管理
- ②事業管理計画等の策定における都道府県・大都市による技術的知見・プロセスの共有・普及
- ③地方自治法の枠組等を活用した市町村間の水平連携
- ④都道府県公社による広域的な維持管理体制の構築
- ⑤第三セクターとの一体的な執行体制の確立
- ⑥日本下水道事業団による事業の代行等
- ⑦管理者に対する民間企業によるアドバイザー（政策形成）

### (2) 包括的な業務委託の導入

- ①包括的な業務の委託（複数分野の企業JV、CM・PM方式、水メジャーなど）
- ②委託業務の導入支援・履行監視

### (3) 国総研等による技術的な支援

- ①平常時、事故発生時における現地調査・相談窓口等の実施

## 新たな制度を含めた促進策と論点

好事例を水平展開するための方策

- 財政支援？
- 地方自治法の枠組み等を活用した好事例の事例集・ガイドライン？

管理者が、OBを含めた技術者確保・技術伝承の必要性等を勘案し、活用。

事業主体である地方公共団体のニーズ

管理者が民間企業等を包括的アドバイザーとして活用。

- どのような者を活用？（管理者の信頼？所定の資格を有する者？その他の要件？）

業務委託の円滑化のための方策

- 民間企業に求める能力（資格等）？
- 発注関連制度（積算基準、歩掛等）？

何の観点で何を監視？

- 管理者の視点
- 発注業務の適切な執行
- 成果検証

技術的な支援体制の構築

# 日本下水道事業団による管路の建設・維持管理について

○近年、特に中小規模の市町村において、職員の減少と技術力の脆弱化の進行が懸念されており、執行体制が脆弱な地方公共団体を支援するため、日本下水道事業団において、管路の整備、維持管理を実施することを検討することが必要。

## ニーズ

- 気候変動による局地的大雨のリスクが増加しているため、雨水管路の面的整備ニーズの高まり。
- 未だ全国で約1,400万人が汚水処理施設を利用できない状況の中、未普及地域の早急な解消が必要。
- 全国の管路総延長約45万kmのうち、50年経過管路延長が、10年後には約4万km、20年後には約11万kmに達する見込みであるとともに、経過年数によらず硫化水素による施設劣化も発生するため、老朽化・腐食に伴う改築需要や、予防保全型の維持管理需要が高まる見込み。

## 現行の事業団の業務

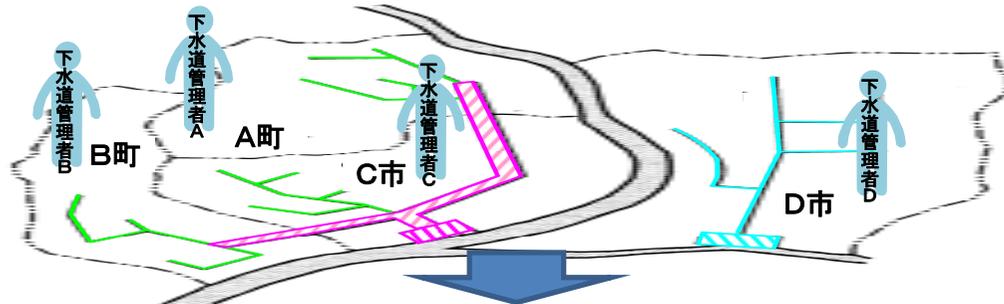
○事業団は、現在、地方公共団体の要請を受けて、主に終末処理場の建設・維持管理等の業務を実施。

(主な業務)

- ・地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を行うこと。
- ・地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設及びポンプ施設の維持管理を行うこと。

# 広域化・共同化の促進

- 下水道法に基づく流域下水道、地方自治法に基づく一部事務組合、事務の委託、流域下水汚泥処理事業、補助制度に基づく特定下水道施設共同整備事業等により広域化・共同化を実施中。
- さらに、複数の地方公共団体における下水道施設の広域化・共同化のために、関連公共団体に加えて、都道府県、国、日本下水道事業団等が参加する協議会の設置について検討する。

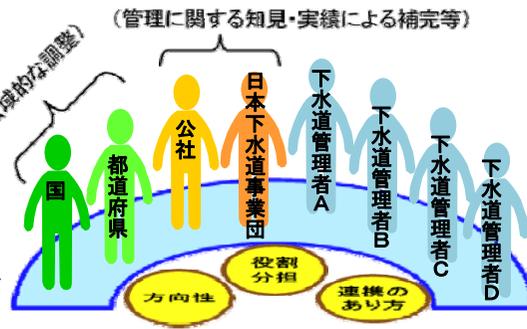


## 【法定協議会】

下水道管理者が下水道を適正に管理し続けるために

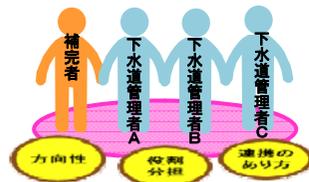
- ・下水道管理者同士、
- ・下水道管理者と補完者等の具体的な連携のあり方や役割分担について協議し、方向性を決定。

(広域的な調整)  
(管理に関する知見・実績による補完等)



## 【広域連携】

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、広域連携を推進。



## ■秋田県の事例

平成22年度から秋田県と県内25市町村による「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を設置し、汚水・汚泥処理の広域共同化・接続の可能性調査や検討を実施。

(調査・検討内容)

### ○広域汚泥処理

- ・秋田県汚泥処理総合計画の見直し
- ・県北地区広域汚泥処理事業

### ○流域下水道接続

- ・秋田市し尿処理場
- ・農業集落排水施設8施設
- ・秋田市公共下水道処理場(汚水処理機能)の流域下水道統合

出典：秋田県作成資料を元に国土交通省作成

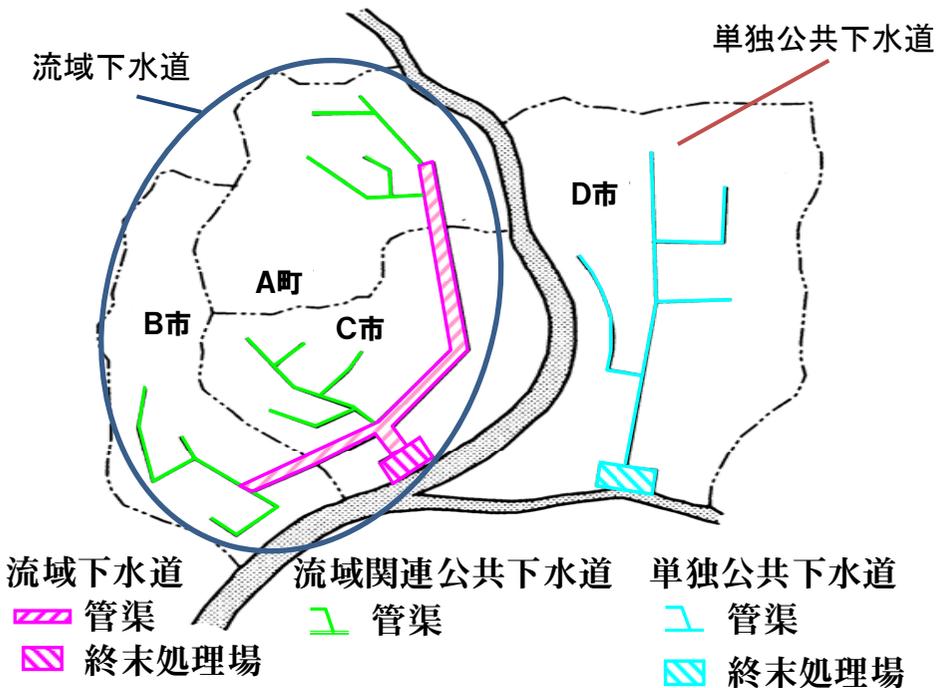
# (参考) 広域化・共同化の現状①

## 流域下水道

○2以上の市町村の区域にわたり下水道を一体的に整備することが効率的・経済的な場合に実施する根幹的な下水道施設であり、幹線管きよ、ポンプ場及び終末処理場で構成されている。

○設置及び管理は、原則として都道府県が行う。  
(下水道法第25条の2)

※公共下水道の設置及び管理は、原則として市町村が行う。  
(実施箇所数:42都道府県 132箇所 H24年度末時点 )



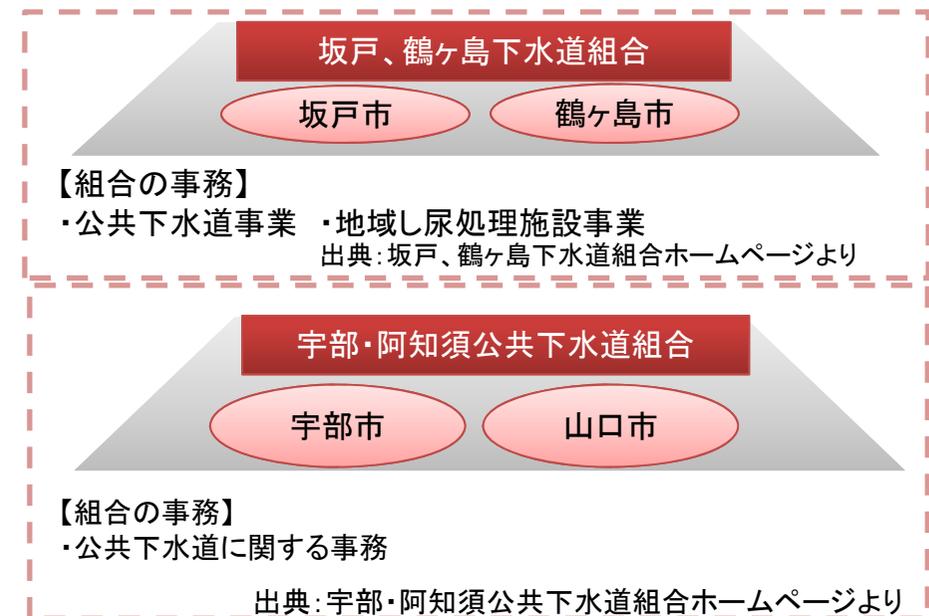
## 一部事務組合

○普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにおいて、総務大臣、その他のものにおいては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。(地方自治法第284条)

○一部事務組合の規約には、議会の組織及び議員の選挙方法の規定を設けなければならない。  
(地方自治法第287条)

(実施箇所数:22箇所 H23年度末時点 )

出典: H23下水道統計(公益社団法人 日本下水道協会)



# (参考) 広域化・共同化の現状②

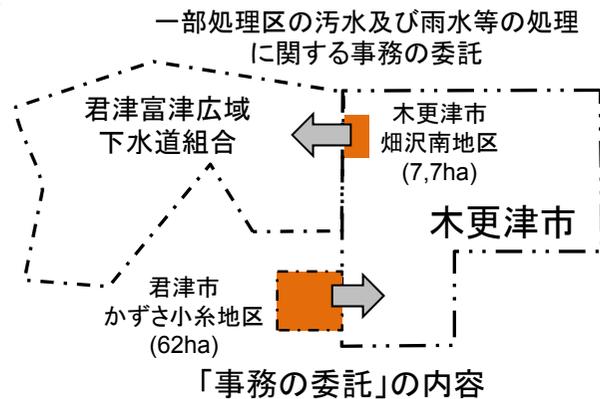
## 事務の委託

○普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。(地方自治法第252条の14)

(実施箇所数: 下水道232箇所(うち市町村から都道府県への使用料徴収委託92箇所))

出典: 総務省 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ

### ■ 事例



関連事業体	委託範囲	規約名
君津富津広域下水道組合事務の一部を木更津市に委託	君津市かずさ小系の区域(62ヘクタール)から排除される汚水及び雨水並びにこれに伴い発生する汚泥の処理に関する事務	君津富津広域下水道組合と木更津市との汚水及び雨水等の処理に関する事務の委託に関する規約 (H11.11.26制定)
木更津市事務の一部を君津下水道組合に委託	木更津市畑沢南地区(7.7ヘクタール)から排除される汚水及び雨水並びにこれに伴い発生する汚泥の処理に関する事務	木更津市と君津富津広域下水道組合との汚水及び雨水等の処理に関する事務の委託に関する規約 (H11.12.22告示)

出典: 君津富津広域下水道組合例規集

## 事務の代替執行

○普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行することができる。(地方自治法第252条の16の2)

(H26.5.30 公布、未施行)

(参考) 事務の委託と代替執行の法的責任者の違い

	事務の委託	事務の代替執行
委託者	地方公共団体	地方公共団体
受託者	地方公共団体	地方公共団体
委託された業務の法的責任者	受託者	委託者

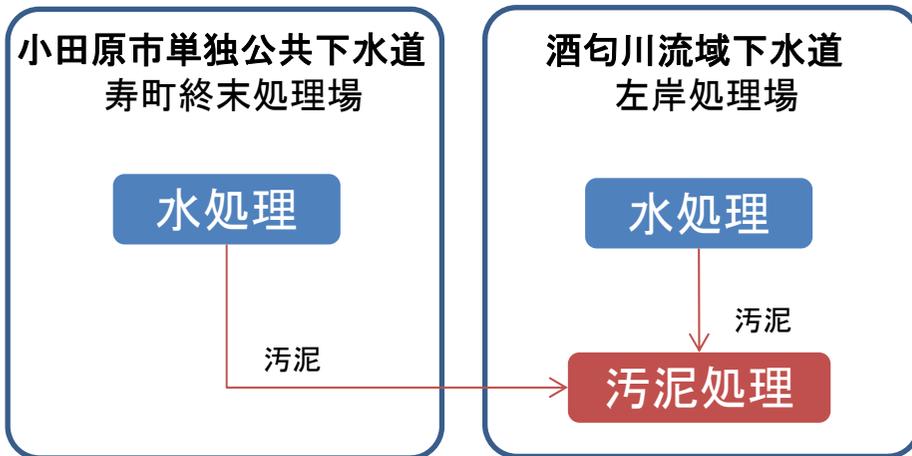
# (参考) 広域化・共同化の現状③

## 流域下水汚泥処理事業

- 下水汚泥の適正な処理処分及び資源化再利用の促進に資することを目的として、流域下水道と公共下水道が一体となって、下水汚泥の広域処理を流域下水道管理者である都道府県が実施する事業。
- 事務委託(地方自治法第252条の14)に基づき、市町村から都道府県に事務委託し実施。  
(実施箇所数:11府県 15箇所 H25年度末時点)

### ■酒匂川流域下水汚泥処理事業 (H16供用開始)

- ・小田原市公共下水道の寿町終末処理場で処理されていた汚泥を、酒匂川の河底に敷設された圧送管を通して酒匂川流域下水道左岸処理場へ送り、流域下水道で発生する汚泥と一体的に左岸処理場の汚泥処理施設で、濃縮、脱水、焼却を行うものである。



神奈川県酒匂川流域汚泥処理事業フロー図

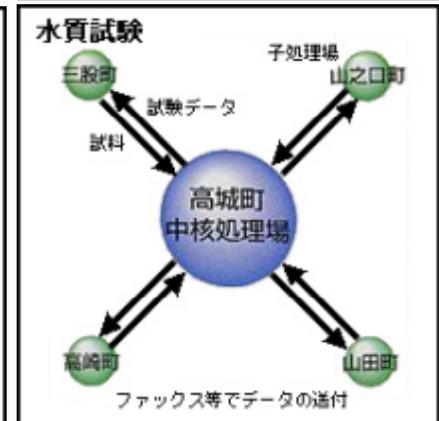
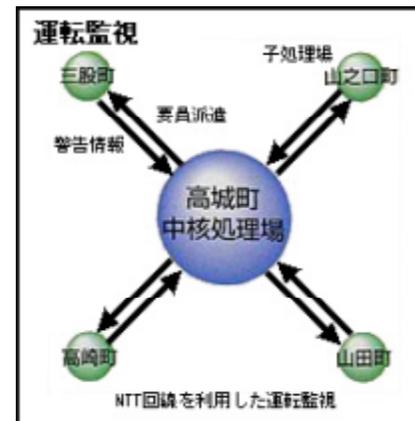
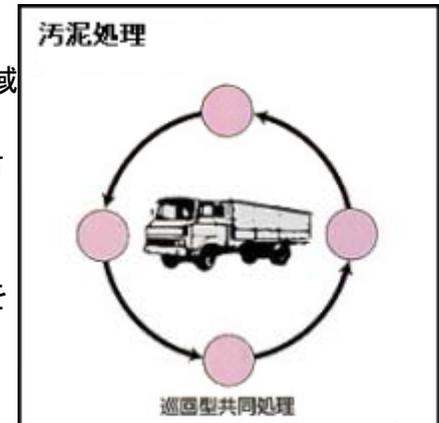
出典:平成25年版「神奈川県の下水道事業」を元に国土交通省作成

## 特定下水道施設共同整備事業(スクラム)

- 下水道整備の円滑な促進に資することを目的として、地方公共団体が共同で下水道施設を設置し、利用する事業。
- 共同水質検査施設、移動式汚泥処理施設、汚泥運搬施設、汚泥処理処分施設、共同管理施設等が対象。  
(実施箇所数: 29箇所 H25年度末時点)

### ■事例

宮崎県の大淀川上流域の都城圏域(三股町、旧山之口町、旧高城町、旧山田町、旧高崎町)では、都城市高城町を中核処理場と位置付け、移動脱水車による共同汚泥脱水、集中監視制御及び共同水質試験を行なっている。



出典:宮崎県ホームページより

## 4. 国別ロードマップの作成について

# ベトナムにおける国際展開について(素案)

